

書評

ジョン・ギボンズ著・[監訳] 中根育子・
[訳] 鶴田知佳子・水野真木子・中村幸子
『法言語学入門：司法制度におけることば』
東京外国語大学出版会、2013年、414頁

杉本篤史

本書は、Gibbons, J. (2003). *Forensic Linguistics: An Introduction to Language in the Justice System*. Oxford: Blackwell. の日本語訳書¹である。Forensic Linguistics は日本語では広く法言語学と訳されているが、その歴史は比較的新しい。1968年のエヴァンズ報告書 (Svartvik1968) が初出とされている。同報告書では、刑事裁判における調書や証言についての言語学的“鑑定”を意味するものだったが、現代ではこの用語の指示範囲は大幅に広がり、司法手続のほぼ全ての領域 (刑事事件においては、被疑者の逮捕・取調・送検・起訴・公判・判決・刑の執行) にわたる言語行為に関する応用言語学的分析を意味している。すなわち、司法専門用語に内在する、あるいは司法専門用語を駆使する専門家の発話行為における権力性や難解さの問題、さらには自由刑 (懲役刑や禁固刑) との関連で刑務所内における言語行為についても分析は広がり、また言語による犯罪 (詐欺、名誉毀損、侮辱、ヘイトスピーチなど) や、言語に関する権利問題 (言語権)、とりわけ言語的少数派が被疑者となる場合の刑事取調および法廷通訳・翻訳の問題が重要な分析対象となっている。なお、本書では主要なテーマにはなっていないが、民事事件においても、遺言や契約文書の鑑定、国際結婚に関わる家族法上の争訟、あるいは国際的な商取引における契約をめぐる争訟などでは、法言語学の役割は近時さらに重要性を増しているといえる。

法言語学をめぐる学界状況をみると、1991年にイギリスで国際法言語学会 (International Association of Forensic Linguists) が設立され、いわゆる英米法 (コモン・ロー) 国家を中心に、司法と言語に関する実証的・実務的な研究が展開されている。日本では「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 (裁判員法)」が施行された2009年に、法と言語学会が設立された。その<設立趣意> (橋内2009) によ

れば、同学会の主たる研究対象として、以下の9項目が列挙されている。1. 司法の言語（法律用語・法律文、法廷用語や判決文を含む裁判の言語など）、2. 司法通訳における言語使用、3. 司法翻訳、4. 言語権・言語法、5. ことばの犯罪（贈収賄、脅迫、偽証、不穏当表現など）、6. ことばの証拠（筆者・著者または話者の同定、商標の類否など）、7. 司法コミュニケーションの諸問題、8. 法言語教育（Language for Legal Purposes）、9. 法言語学史（成立と発展）。本書は、これらの項目のうち、主に1~7.を取り扱っている。

本書の構成は以下の通りである。序章：法と言語、第1章：リテラシーと法、第2章：正確性の追求、第3章：相互行為とパワー、第4章：ストーリーを語る、第5章：司法制度におけるコミュニケーションの問題、第6章：言語がもたらす法的に不利な立場、第7章：格差を埋める、第8章：言語に関する法、第9章：言語の証拠。各章の概要については、同書『法言語学入門』日本語版に寄せて」で大河原真美の的確な記述があるので（pp.4-5）、ここで繰り返すことは避けたいが、日本の司法制度や司法手続を前提として本書を通読する場合、序章の内容を理解することが非常に重要であることをまず指摘しておきたい。序章で触れられている通り、英米法国家では、刑事訴訟の当事者である被疑者と検察官はほぼ対等な立場にあり、各々が自らの主張に有利な証言・証拠を積み上げ、陪審を説得するという構図（当事者対抗主義）が成り立っているのに対して、大陸法国家においては、刑事訴訟の目的は真実の追求にあり、「疑わしきは罰せず」の近代刑事裁判の原則は抑制的に運用され、多くの被疑者が密室での取調で得られた自白を主たる証拠として起訴され、有罪とされている点（糾問主義）は極めて重要である。この相違を踏まえて第1章以下を読み進めないと、日本の司法の現状について誤解を生じるおそれがある。翻って、このような両法体系における司法の性質の相違について、本書の説明はきわめて簡潔である。本書が、応用言語学専攻の学生や研究者、裁判員になりうる一般市民を講読対象として想定しているなら、もう少し詳細な説明（あるいは訳者による解説）があるべきではないかと思われる。

原著者の住むオーストラリアは英米法国家であり、他方、日本は近代化の過程で大陸法を受容した後に、第二次世界大戦後、英米法的観念の一部が接木されている。確かに近年では、司法制度の運用や自白の証拠としての扱いについて、両法体系が接近しつつあることは広く国際的潮流といってよい。ただ、その中でも日本の司法制度は、あいかわらず自白中心の糾問主義的司法制度を堅持している。現行では、警察、検察における取調の録音録画は制度としては行われておらず（司法改革の先行事例として

独自に試行している地域はある)、被疑者段階での警察の取調には弁護士の同席が認められず密室で行われ、弁護士との接見交通権も恣意的に制限され、起訴前段階での国選弁護人の選任は極めて限定的である。また、長期間の勾留が容認され、被疑者勾留のために刑務所施設が流用される代用監獄制度がある。さらに、一日あたりの総取調時間数や取調開始・終了時間の定めがない。これらは法体系の如何に関わらず、国際社会から批判され続けてきた日本の司法制度の問題点である²。その上で、裁判員制度の導入により「普通の市民感覚」に基づく判決が、しばしば検察の求刑を超えた内容となる過罰傾向にあること、それでもなお、「普通の市民感覚」では、被疑者の人権ばかりが擁護され、被害者およびその近親者の人権がないがしろにされている(両者はゼロサム関係ではないにも関わらず)と思われがちであり、刑事事件報道がそのようなコンテクスト作りを後押しするのみならず、被疑者段階での実名報道や被疑者の近親者のプライバシーに関わる報道を行うことで、社会的制裁者として機能していることなどを考慮する必要がある。原著者の描く司法世界の言語的な諸課題よりも、ずっと手前から日本の司法問題については始めなければならないことを踏まえて、本書は読まれるべきである。そのためにも、橋内・堀田(2012b)を先に通読してから本書を読めば、上述のような日本の司法の問題点が浮き彫りとなり、本書の目指すところがより理解しやすくなるだろう。

本書の記述に関する個別の問題点としては、本書第3章における弁護人の発話が「です・ます調」で、裁判官の発話が「だ・である調」で訳されている箇所があったが(p.164)、これはまさに、裁判官という存在に対して予断を与えかねず、違和感が残った。また、第5章で死刑に言及している箇所で、「アメリカは、先進国のなかでほぼ唯一死刑制度が残っている国であることから」(p.246)と表現している部分があり、原著者のアングロサクソン中心主義の表出と誤解されかねない(あるいは誤解ではないのかもしれない)。誤表記と思われる箇所(下線部分)が2つあった。「カリフォルニア洲」(p.88)と、「判事の指名」(p.193)である。

さらに重箱の隅を突くようだが、本書を理解するためには、事前に応用言語学の基礎を学ぶ必要があることを指摘せざるを得ない。本書で多用される「スキーマ」「ジャンル」「レジスター」などの用語は、おそらく言語学を学んだことのない者の感覚では異なる意味で用いられるか、あるいは日本の読者であれば理解が困難な専門用語である。特に、第4章は、これらの用語の意味を把握していないと、その内容を充分理解することはできないだろう。この点は、原著者、翻訳者だけでなく、法言語学に関わる応用言語学研究者には特に注意を喚起したい。たしかに、司法制度において言

語の問題は存在し、それにより名誉や自由や生命を不当に奪われてしまうなどの甚大な不利益を被る人々がいることは間違いない。だが、そのような司法用語の専門性、閉鎖性、権力性を明らかにするために、言語学の用語を駆使するのでは、肝心の「普通の市民」感覚ではついていけなくなってしまう。また、原著者が、自らの言語感覚が司法制度に関わる専門家集団にくらべて「普通の市民」に近いと思いこんでいるようで、それを根拠に司法専門用語の解りにくさをあげつらう表現が散見される点も非常に気になった³。同じことは専門外の人間からすれば言語学の専門用語に対してもいえるのである。本書が日本の幅広い読者層にとって法言語学の「入門書」として講読されるためには、本書中において注釈抜きで当然のごとく用いられている言語学の専門用語について、初出時に翻訳者による簡単な説明がなされるべきである。

以上、様々な指摘をしたが、それでもなお、本書の価値は些かも減じられることはない。先に見たとおり、その誕生から50年を経ている法言語学という新領域分野について、また日本では本格的な学会活動が始まって5年あまりという状況で、本書が果たす入門書としての役割は極めて重要である。司法制度に内在する言語的問題について理解することは、公正な裁判を実現する上で不可欠の要素であり、かつまた本書が英米法をベースにしている点が、まさに日本の司法制度の問題点をより一層鮮明にするだろう。この2つの意味で、本書は全ての日本の法学徒にとって必読の書である。裁判官、裁判員、検察官、弁護士などの司法当事者、および警察官、刑務官、家庭裁判所調査官、調停委員、裁判所事務官、諸行政審判制度の関係者なども、自らの言語行為によって、証言内容及び証人自身に対する誘導や信憑性への介入がどのように行われるのかについて学び、自らの言語行為に内在する権力性が、本来、司法制度が担うべき公正さと鋭く対立していることを理解する必要がある。そして、ろう者、聴覚障害者、日本語非母語話者、在日米軍軍属などが当事者となる争訟や、アジア・中東・北アフリカなどへの日本企業の進出に伴う渉外実務当事者、あるいは国際的な子の奪取の民事面に関する条約に関わる紛争当事者、さらには日本語非母語話者の受刑者や、少年矯正教育施設に収容された日本語非母語話者の少年など、法言語学的観点からのサポート⁴をいままさに必要としている人々が存在することを、本書を通じて多くの人々に理解してもらいたい。

なお、本稿執筆中の2014年9月18日に、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」による法務大臣への答申が提出された。これによれば、警察・検察における取調過程への音声映像記録の導入が、裁判員裁判対象事件及び検察独自捜査事件に限定されるが導入されることとなる。また、起訴前段階での国選弁護人選任事件の範囲

も拡大され、被疑者の身体拘束に関する条件も明示化されるようである。他方で、英米法型の当事者対抗主義的な司法制度の下で発達した司法取引制度が導入されることになったが、取調過程の可視化が全面的でない以上、新たな冤罪事件の温床となりうるおそれが指摘されている。いずれにしても、自白に基づく供述調書の証拠能力に依存してきた司法運用が、このような司法改革により法廷での客観的な証拠提示や証言を中心とする司法運用に転換していくのであれば、法言語学的観点からの証拠証言分析が果たす役割は、一層増大することになるだろう。

注

- 1 ただし、「訳者まえがき」(p.19)にあるとおり、部分的に翻訳省略箇所がある。
- 2 例えば、市民的及び政治的権利に関する国際規約(国際人権規約B規約)第40条(b)に基づく第4回日本国政府報告に関する自由権規約委員会の最終見解(2008年10月30日)を参照のこと。外務省ホームページに仮訳が掲載されている。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/pdfs/jiyu_kenkai.pdf
- 3 橋内・堀田(2012a)では、裁判員制度導入前と導入後の差異を比較すると、判決文全体の長さ、一文ごとの長さはそれぞれ導入後のほうが短くなり、判決文そのものも平易化していると分析されているが、同時に、漢字語・ひらがな語・カタカナ語・混種語の比率や、特徴語の平易化という観点での差異は、裁判員制度導入前後で特に見られなかった(同書:229)ということである。裁判員として活動する中で、一般市民も司法専門用語を習得しているといえるのではないだろうか。だとすれば、司法用語の難しさ、閉鎖性は、裁判員制度によって適度に緩和されつつも維持されることになるのではないか。ここでの問題点は、むしろ司法用語の権力性に普通の市民が取り込まれていくことのもつ意味なのではないかと思われる。
- 4 そのような意味では、法的な言語行為と密接に関わる職業である、司法書士、行政書士、諸市民サービスに関わる公務員などにも、本書の講読を勧めたい。

文献

- 橋内武(2009)「法と言語学会〈設立趣意〉」<http://jall.jpn.org/about.htm>
橋内武・堀田秀吾(2012a)「判決文はどう変わったか:裁判員制度以前と以後(その1)」

『桃山学院大学総合研究所紀要』37巻3号223-230

橋内武・堀田秀吾 (2012b) 『法と言語：法言語学へのいざない』くろしお出版

Svartvik, Jan. (1968). *The Evans Statement: A Case for Forensic Linguistics*,

<http://www.thetext.co.uk/Evans%20Statements%20Part%201.pdf>,

<http://www.thetext.co.uk/Evans%20Statements%20Part%202.pdf>

(東京国際大学 国際関係学部)